

# 庁舎課題に関する基本計画

平28年3月  
嘉麻市庁舎建設設置本部会議  
(事務局:嘉麻市 庁舎・交通体系対策室)

## 【内容】

- 1 趣旨
- 2 検討経過
- 3 基本計画
- 4 スケジュール
- 5 予算
- 6 条例・規則

[資料1] 庁舎施設整備等に関する進捗状況

[資料2]嘉麻市新庁舎施設整備等審議会

[資料3]嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について

[資料4]庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q & A)

# 1 趣旨

嘉麻市庁舎課題に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、庁舎に関する市民アンケート、市民説明会、出前講座等の様々な市民のご意見、また嘉麻市を取り巻く財政状況、少子高齢化の進展、公共交通機関の現状等を踏まえ策定された「嘉麻市新庁舎課題に関する基本計画(骨子案)」(※平成27年9月議会報告、審議会に資料提出、一般公表)について、市民の代表者により構成された審議会の意見や庁舎検討、さらには、技術的な観点からの整理等を踏まえ、嘉麻市庁舎課題に関する具体的な整備計画について、基本計画としてここに定めるものである。

また、併せて、関連予算及び規則制定等に関する基本資料となるものである。

## 【予算編成に伴い制定の必要性のある規則】

### ※嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

平成24年12月27日に議決され、翌日の28日に平成24年嘉麻市条例第29号として公布された嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例により、本庁舎の位置は、嘉麻市岩崎1180番地1となっているが、当該条例の施行日は規則に委任されている。

新庁舎の建設予算編成に伴い、新庁舎の供用開始時期を明文化するため、供用開始予定日である平成32年4月1日を施行日とする当該条例の施行日を定める規則を、新庁舎建設予算案の議決に伴い制定し、公布する。

#### 〔参考規則案〕

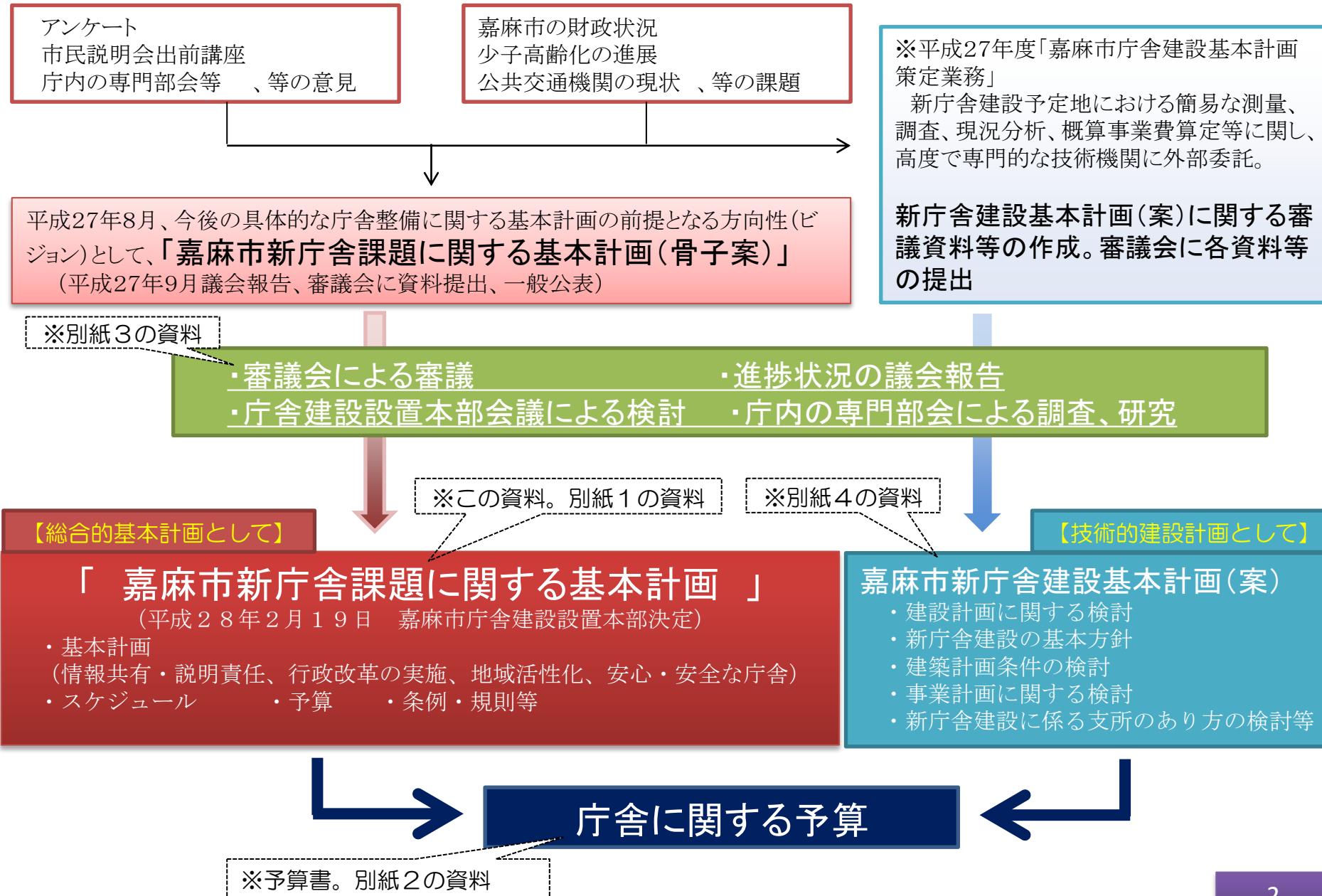
##### 嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例(平成24年嘉麻市条例第29号)は、平成32年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 2 検討経過



### 3 基本計画

#### ①情報共有・説明責任

基本計画策定時と同様に、庁舎課題に関する様々な事項については、広報誌、ホームページ等の情報媒体等を活用し、市民に積極的に情報提供等を行うものとする。

今後の新庁舎の設計については、審議会からの要望により、審議会の開催を予定するものとする。

また、支所のあり方、庁舎資産の活用方法等についても、地域と協議しながら方向性を整理するものとする。

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広報誌、ホームページ等による情報提供	⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施	⇒⇒⇒⇒ 実施
市民参画(説明会)	⇒ アンケート	⇒ 説明会	※説明会の 開催検討				
新庁舎 市民参画(審議会)		⇒⇒ 基本計画審議	⇒⇒⇒ 設計審議				
支所 地域と協議			⇒⇒⇒⇒ 調査・協議	⇒⇒⇒⇒ 協議、整理	⇒⇒⇒⇒ 設計	⇒⇒⇒⇒ 施工	⇒⇒⇒⇒ 旧庁舎除却

### 3 基本計画

#### ②行政改革の実施

今後の収入不足が想定される嘉麻市において、行政改革の断行は嘉麻市全庁的な最重要課題であり、この実現については、行政改革の専門セクションである財政課を中心に今後一層の対応が行われる予定である。また、庁舎課題においては、従来指摘されている職員数の過大解消を含めた、職員適正化、分庁の解消、組織の合理化・スリム化等について、職員350人体制に向けた職員配置を行うものとする。

また、碓井庁舎の大規模改修等に関する整備計画等については、庁内で更に具体的に再検討し、地域と協議し決定するものとする。  
(※現状計画としては、平成27年8月策定の基本計画(骨子案)を基礎とする。)

項目	平成18年度	平成27年度	平成32年度	平成39年度
職員数(正規職員数)	547	425	391	350
職員数(再任用職員数)	1	29	29	29
職員数(嘱託・臨時職員数)	445	414	345	338
計	993	868	765	717
(計のうち 新庁舎配置数)	-	-	(345)	(367)
(計のうち 山田支所配置数)	-	-	(15)	(15)
(計のうち 嘉穂支所配置数)	-	-	(15)	(15)
(計のうち 碓井支所配置数)	-	-	(15)	(15)
(計のうち 碓井庁舎を利用する教育委員会)	-	-	(47)	(1)
(計のうち 上記以外の配置数) ※保育所、給食センター、浄水場、クリーンセンター等	-	-	(328)	(304)

◆支所は1課2係制とし、現状の支所業務の他、地域相談・地域振興対策に係る所掌を付加する。各支所15人(うち正規職員数10人)の配置を予定する。  
(※参考:現状の嘉穂総合窓口課職員配置 課長1人、補佐2人、総務係2人、市民係3人、生活環境係3人の計11人。正規職員7人、再任用職員1人、嘱託・臨時職員3人)

### 3 基本計画

#### ③地域活性化

従来の庁舎があつた地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され発展することが重要である。

このことについては、新しい総合計画等において、今後のまちづくりの重要な拠点とし、市の全体ビジョンとして位置づけ、専門的な部署が配置され活性化を図る予定である。

#### 【全体事項】

- (A) 支所設置：山田地区、嘉穂地区に支所を新設する。碓井地区については碓井庁舎の利活用計画も含め検討する。
- (B) 支所整備：支所の規模は諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、職員15人（正規職員数は10人）の職員が勤務できる執務室、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設とする。支所の規模は概ね500m<sup>2</sup>、RC構造を基本とする。
- (C) 郵便局での住民票等の交付：各庁舎位置から遠方にある地域においては、郵便局等での住民票等の交付を行う。  
・対象：千手郵便局、宮野郵便局  
・開始年度：平成28年度に準備、周知、開始を予定  
・対象となる交付事務：住民票、印鑑証明 ※庁舎までの距離等については、次ページに整理
- (D) 循環バス：住民の利便性を図るために、市バス等の循環バスの運行を検討する。具体的な計画については、平成28年度に公共交通計画（地域公共交通網形成計画）を策定し実施を図るものとする。
- (E) 各庁舎の利活用計画等：各庁舎の利活用計画、実施については、庁内に専門の部署（係）を設置し、具現化を図る。

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(A) 支所設置、(B) 支所整備、(E) 各庁舎の利活用計画等	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 調査・協議	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 協議、整理	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 支所設計	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 支所整備	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 旧庁舎除却
(C) 郵便局での住民票等の交付	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 準備・開始	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 実施
(D) 循環バス運行	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 計画策定	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 準備	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 準備	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 準備	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 運行開始

### 3 基本計画

(単位:人、km)

投票所	投票区別登録者数(平成27年12月1日現在)	現 行		本庁一本化した場合	距離の差	(参 考)		
		(A) ※2	全ての用事を終わらせるため、全庁舎を訪れた場合の移動距離(最大見込)			支所までの距離	(旧千手小学校、旧泉河内小学校から、)千手郵便局までの距離	(足白公民館、旧宮野小学校から、)宮野郵便局までの距離
※1								
山田	熊ヶ畑小学校講堂	521	16.5	10.5	△ 6.0	3.5	-	-
	上山田住民ホール	2,689	13.7	7.7	△ 6.0	0.7	-	-
	山田市民センター	2,306	13.6	6.6	△ 7.0	0.6	-	-
	下山田小学校体育館	2,468	15.5	4.7	△ 10.8	2.5	-	-
稲築	稲築地区公民館講堂	2,089	13.1	0.1	△ 13.0	0.1	-	-
	稲築東中学校体育館	1,378	15.1	2.1	△ 13.0	2.1	-	-
	稲築体育館	2,340	14.5	1.5	△ 13.0	1.5	-	-
	鴨生保育所	2,279	15.5	2.5	△ 13.0	2.5	-	-
	なつき保育園	2,936	14.6	1.6	△ 13.0	1.6	-	-
	山野保育所	3,101	16.0	3.0	△ 13.0	3.0	-	-
碓井	碓井住民センター大ホール	2,437	15.0	5.0	△ 10.0	0.0	-	-
	うすい人権啓発センターあかつき	2,287	17.0	3.5	△ 13.5	2.0	-	-
嘉穂	旧大隈小学校	2,350	16.1	6.6	△ 9.5	0.1	-	-
	下牛隈公民館	1,542	18.9	3.6	△ 15.3	2.9	-	-
	嘉穂百谷公民館	175	21.0	9.5	△ 11.5	5.0	-	-
	旧千手小学校	1,201	20.8	10.3	△ 10.5	4.8	0.5	-
	旧泉河内小学校	314	24.2	13.7	△ 10.5	8.2	4.7	-
	足白公民館	711	19.4	9.9	△ 9.5	3.4	-	2.6
	旧宮野小学校	899	20.0	10.5	△ 9.5	4.0	-	0.2

(前提条件)

※1 個別具体的な場所からの距離が算出が困難なため、各地区的投票所として算定

※2 全ての本庁業務を利用したと仮定し、すべての用事を終わらせるため、全庁舎を回らないといけなかったときの距離(最大見込)を記載

※2-2 全ての本庁業務の利用順として、

山田地区は、山田庁舎～嘉穂庁舎～碓井庁舎～稲築庁舎までの距離  
(4.5km) (3.5km) (5.0km)

碓井地区は、碓井庁舎～嘉穂庁舎～山田庁舎～稲築庁舎までの距離  
(3.5km) (4.5km) (7.0km)

※3 支所までの距離としては、投票所から現在の各庁舎までの距離を記載



青色:嘉穂百谷公民館から山田庁舎までの距離(2.3km)

黄色:支所までの距離が4kmを超える箇所

稲築地区は、稲築庁舎～碓井庁舎～嘉穂庁舎～山田庁舎までの距離、

(5.0km) (3.5km) (4.5km)

嘉穂地区は、嘉穂庁舎～山田庁舎～碓井庁舎～稲築庁舎までの距離とする

(4.5km) (6.5km) (5.0km)

### 3 基本計画

#### 【各庁舎資産別の利活用計画】

庁舎課題と関連する地域活性化の一つの戦略位置として、既存の庁舎場所の利活用が考えられる。現状については、次の方向性において検討を進めるものとするが、庁内で更に具体的に再検討し、地域と協議し決定するものとする。(※現状計画としては、平成27年8月策定の基本計画(骨子案)を基礎とする。)

項目	平成27年8月 基本計画(骨子案)
碓井 庁舎	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 庁舎として(1階、2階の一部、3階の一部)<ul style="list-style-type: none"><li>・平成32～38年度 教育委員会(教育センター併設)の設置</li><li>・支所の設置</li><li>・既設システムのサーバー室 *その他(端末情報のバックアップセンター・公文書館等の検討)</li></ul></li><li>◆ 公民館として(2階の一部、住民センター)<ul style="list-style-type: none"><li>・碓井地区公民館</li><li>・一部を観光まちづくり団体等への借用</li></ul></li><li>◆ 公共施設として(碓井庁舎前面駐車場ゾーン)<ul style="list-style-type: none"><li>・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。(PFI, PPPも検討)</li><li>・公募による民間活力公募がなかった場合は、碓井庁舎前面の芝生化、遊具設置(道の駅を訪れる家族層の遊び場所、憩いの場として)等を行い、道の駅うすいを中心とし、商業集積地としての利活用を検討する。</li></ul></li></ul>
山田 庁舎	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 庁舎として<ul style="list-style-type: none"><li>・合併特例債の期限内に除却する。</li><li>・支所は、市バスのバス停の利便性等を考慮し、山田生涯学習館周辺部に設置する。</li></ul></li><li>◆ 関連施設として<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業となるCATV関係施設は、残存するため、区画整理が必要となる。</li><li>・山田庁舎奥に従来住居があるため、敷地内的一部を道路認定する等の区画整理が必要となる。</li></ul></li><li>◆ 民間活用施設として<ul style="list-style-type: none"><li>・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。(PFI, PPPも検討)</li><li>・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記関連施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。</li></ul></li></ul>

### 3 基本計画

項目	平成27年8月 基本計画(骨子案)
嘉穂 庁舎	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 庁舎として<ul style="list-style-type: none"><li>・合併特例債の期限内に除却する。</li><li>・敷地の一部に支所の設置</li></ul></li><li>◆ 民間活用施設として<ul style="list-style-type: none"><li>・民間譲渡区画として、分譲宅地、商業施設、工場団地等としての活用として一定期間の公募を行い、民間活力の導入を図る。(PFI, PPPも検討)</li><li>・公募による民間活力公募がなかった場合は、上記支所施設を除き、分譲宅地とし、定住化を図る。</li></ul></li></ul> <p>⇒ 特に、隣接する旧大隈小学校の校舎敷地との一体的な整備計画が望まれる。</p>
稻築 庁舎	<ul style="list-style-type: none"><li>※ 庁舎としては、残余年数から合併特例債が活用できる期限のうちに除却するのが最善と思われるため、これを前提として方向性を定める必要がある。</li><li>※ 個別具体的な稻築地区庁舎資産関係の活用検討は、新庁舎の基本計画と一体性があるため、別途とする。</li></ul>

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。

民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減ができます。

PPP(Public Private Partnership)とは、官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態である。たとえば水道など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法を指しています。

PFIとの違いは、PFIは、国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法を指しているのに対して、PPPは、たとえば事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

### 3 基本計画

#### 嘉麻市庁舎設置、資産利活用、交通ネットワーク全体イメージ

(本庁舎)  
※稲築多目的運動広場に建設予定（平成32年度供用開始予定）

管轄官公署との連携による行政機能拠点

桂川町

(碓井庁舎)  
教育文化の拠点と道の駅うすいを中心とした商業振興ゾーン



本庁舎

県道豆田稲築線

県道穂波嘉穂線

国道211号

嘉穂支所

国道322号

朝倉市

飯塚市

各庁舎を結ぶ公共交通ネットワークの構築

田川市  
川崎町

東峰村

山田支所

添田町

(山田庁舎)  
民間活力を活用した商工業誘致、子育てしやすい環境を重視した定住化促進ゾーン



### 3 基本計画

#### ④安心・安全な庁舎

##### (A)洪水ハザードマップについて

平成14年3月に国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図」を公表。

浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したもので。遠賀川は150年に1回の豪雨が降り、かつ、河川上流の堤防が順次破れるなど決壊した場合の重ね合わせた最大値が浸水想定の深さである。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業(堰(せき)や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新)が行われている。

堤防点検の結果では、庁舎建設予定地周辺部の堤防は安全が確認されています。国においては、今後も新たな知見等に基づく、適切な維持管理、点検及び必要な対策の実施等を行って参るとの事でしたが、嘉麻市全体の治水安全度の更なる向上や堤防等の適切な維持管理の継続等、引き続き遠賀川河川事務所に要望して参りたいと考えています。

⇒水害対策については、堤防強化事業の必要性のない完成堤防であること、また、平成時代に実施の内水対策事業により、一定の安全性は満たされていると判断されるため、現状において大量の切土・盛土を伴う造成工事は想定されないが、今後の設計の中で建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討する。

##### (B)断層について

平成27年5月に開催の市民説明会で指摘のあった、候補地の直下には岩崎断層があり、これが活断層という指摘があつたことについて、文科省の地震調査研究推進本部、福岡県の防災アセスメント調査、指摘のあつた論文等を調査したが、岩崎断層が活断層であるとは確認できない。

⇒ 耐震について、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、より耐震性のある施設を計画していくものとする。今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討する。

### 3 基本計画

#### (C) 防災拠点について

新庁舎の施設整備に伴う防災拠点の考え方、災害時の本庁と支所の役割等に関しては、現状と同等程度の警戒配備体制が保たれるよう、地域防災計画の内容を整理する。

※防災拠点施設とは…災害対策基本法の規定に基づき市町村が作成する地域防災計画で定められる。防災拠点としての機能は、情報収集伝達機能(災害対策本部庁舎、現地対策本部庁舎等)、物資備蓄機能(救助資機材、備蓄所等)が一般的。避難所は、別途に指定され防災マップに記載されており、新庁舎周辺の指定避難所としては、稲築保健センター、稲築中学校が指定されている。

箇所	災害対策本部等の設置する場所(現行)
災害対策本部	碓井庁舎2階 会議室2 72m <sup>2</sup>
稲築支部	稲築庁舎内宿直室 18.8m <sup>2</sup>
山田支部	山田庁舎内総務係内 協議スペース 20.7m <sup>2</sup>
嘉穂支部	嘉穂庁舎内農林整備課前 協議スペース 40.5m <sup>2</sup>



庁舎供用開始、平成32年度以降についても、現行の警戒配備体制と同程度の体制がとれるよう、本庁舎・支所のスペースを確保するものとする。

## 4 スケジュール

今後のスケジュールを以下の通り整理する。 (赤色着色部は、平成28年度当初予算計上)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 ①市民参画(説明会)	⇒ アンケート	⇒ 説明会	※説明会の 開催検討		庁舎・交通体系対策室 予算		
②市民参画(審議会)		⇒⇒ 基本計画審議	⇒⇒⇒ 設計審議				
2 基本計画		⇒⇒⇒⇒ 基本計画			庁舎・交通体系対策室 継続費予算		
3 ①設計(契約事務)			⇒ 契約				
②設計			⇒⇒⇒ 設計	⇒⇒⇒⇒ 設計			
4 本庁舎施工					⇒⇒⇒⇒ 建設工	⇒⇒⇒⇒ 建設工	
5 引越し、備品購入等							⇒ 引越等
6 ①支所 資産調査等			⇒⇒ 調査、研究				
②支所 地域と協議 設計、施工	総務課実施		⇒⇒ 協議	⇒⇒⇒⇒ 協議、整理	⇒⇒⇒⇒ 設計	⇒⇒⇒⇒ 施工	⇒⇒⇒⇒ 旧庁舎除却
7 碓井庁舎			⇒⇒⇒⇒ 耐震補強工	⇒⇒⇒⇒ 改修等検討	⇒⇒⇒⇒ 改修等検討	⇒⇒⇒⇒ 改修等検討	
8 スポーブラ解体(教育委員会)		⇒ 条例改正	⇒⇒⇒⇒ 設計・解体工		スポーツ推進課実施		

## 5 予算

この基本計画及び別添建設計画に基づく予算等について、以下の通り整理する。

### ①新庁舎

構造:RC5階程度、免震構造

延床面積:9,000m<sup>2</sup>

予算算定条件:設計費、施工費、施工監理費

施工範囲:本体建築、浄化槽、外構

事業年度:平成28～31年度(継続費:平成28年度当初予算)

(単位:千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
測量、調査、設計費	62,096	106,594	0	2,073	0	170,763
施工費	0	0	1,681,350	2,043,416	0	3,724,766
施工監理費	0	0	29,670	29,670	0	59,340
計	62,096	106,594	1,711,020	2,075,159	0	3,954,869

[参考]平成28年度以降の竣工予定の他市事例事業費(工事契約後) ※嘉麻市は予算ベース:スポットラ解体費を含むと約40億円

市町村名	建設時期	県名	人口(H27.12)	市面積	本庁計画職員数	延床面積	1人当り延べ床面積	階層	総事業費	1m <sup>2</sup> 当り単価	1坪当り単価	消費税
- 嘉麻市役所	H31年度竣工予定	福岡県	40,605人	135.11km <sup>2</sup>	370人	9,000m <sup>2</sup>	24.32m <sup>2</sup>	5	40.0億円	444,444円	1,469,240円	10%
1 伊予市役所	H29年度竣工予定	愛媛県	38,170人	194.47km <sup>2</sup>	247人	6,288m <sup>2</sup>	25.46m <sup>2</sup>	5	40.0億円	636,132円	2,102,920円	8%
2 阿南市役所	H29年度竣工予定	徳島県	75,657人	279.54km <sup>2</sup>	535人	20,610m <sup>2</sup>	38.52m <sup>2</sup>	7	88.0億円	426,977円	1,411,497円	8%
3 出水市役所	H28.9竣工予定	鹿児島県	55,004人	330.06km <sup>2</sup>	450人	10,913m <sup>2</sup>	24.25m <sup>2</sup>	4	45.9億円	420,599円	1,390,413円	8%
4 延岡市役所	H28.7竣工予定	宮崎県	125,259人	868.09km <sup>2</sup>	640人	18,378m <sup>2</sup>	28.72m <sup>2</sup>	8	78.0億円	424,421円	1,403,045円	8%
5 飯塚市役所	H29年度竣工予定	福岡県	130,517人	214.13km <sup>2</sup>	601人	18,284m <sup>2</sup>	30.42m <sup>2</sup>	8	97.3億円	532,159円	1,759,207円	8%
平均							29.47m <sup>2</sup>	6.4	69.8億円	488,058円	1,613,416円	

## 5 予算

### ②支所

支所のあり方等については、上述の通り、庁内の更なる検討及び地域の意見により内容を整理するものとする。平成27年12月議会において報告した庁舎関連事業費の最大見込額を基礎資料として、支所に関する今後の予算の考え方は次の通りとする。

※本庁舎建設に関する予算資料は前頁参照

※平成27年12月議会報告資料（庁舎関連事業費最大見込額）

(単位：千円)

区分	項目	説明	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度～以降	合計
庁舎建設費 (体育館解体費含む。)	本庁舎	RC5階程度 約9,000m <sup>2</sup>	100,000	100,000	1,900,000	1,900,000	0	0	4,000,000
	山田	山田支所 RC平屋 約500m <sup>2</sup>	0	0	5,000	120,000	0	0	125,000
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0
	碓井	碓井支所 RC平屋 約500m <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	125,000	125,000
	嘉穂	嘉穂支所 RC平屋 約500m <sup>2</sup>	0	0	5,000	120,000	0	0	125,000
耐震補強工事	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	54,859	160,954	0	0	0	0	160,954
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0
大規模改修	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0
	稲築	-	0	0	0	0	0	0	0
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	0	0	0	0	330,500	0	330,500
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0
庁舎除却費	山田庁舎	RC3階 延床面積 5,302m <sup>2</sup>	0	0	0	0	159,060	0	159,060
	稲築庁舎	RC2階 延床面積 3,129m <sup>2</sup>	0	0	0	0	93,870	0	93,870
	碓井庁舎	RC3階 延床面積 3,305m <sup>2</sup>	0	0	0	0	99,150	0	99,150
	嘉穂庁舎	RC2階 延床面積 2,690m <sup>2</sup>	0	0	0	0	80,700	0	80,700
	計		100,000	260,954	1,910,000	2,140,000	664,130	224,150	5,299,234

耐震診断・詳細補強計画の結果、喫緊の対応が必要な事項について、耐震補強工事を平成28年度に実施（碓井庁舎の耐震補強工事の予算額は、160,954千円⇒ 54,859千円となり、106,095千円の圧縮）

支所のあり方、庁舎資産の活用方法等については、更なる検討、設計、地域との協議等を行った後に、改めて計画化・予算化を行う。

(※現状において、各計画には最大見込額として想定計上する。)

## 6 条例・規則

新庁舎等整備に伴う改正が必要と思われる例規について、現状において次のとおり抽出している状況である。改正内容、施行時期については、別途の検討、原案作成等の手続きが必要になるが、現状において影響があると思われる例規等について整理したものである。（注：条例等の名称は簡略表示）

条例名	改正検討内容	関係課	整理状況
公告式条例	各庁舎の名称及び稲築・山田庁舎の所在地の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
課等設置条例	総合窓口課の名称に係る改正	人事秘書課	- 平成28年度以降の検討
総合支所設置条例	総合支所の名称、稲築支所廃止、山田支所の位置の改正	人事秘書課	- 平成28年度以降の検討
福祉事務所設置条例	福祉事務所の位置の改正	人事秘書課	- 平成28年度以降の検討
母子健康センター条例	碓井母子健康センター廃止となった場合の改正	健康課	- 平成28年度以降の検討
教育センター条例	碓井庁舎への配置転換に伴う位置の改正	学校教育課	- 平成28年度以降の検討
山田市民センター条例	教育センターの碓井庁舎へ配置転換に伴う改正	生涯学習課	- 平成28年度以降の検討
公民館条例	碓井地区公民館の位置の改正	生涯学習課	- 平成28年度以降の検討
社会体育施設条例	稲築スポーツプラザ及び稲築多目的運動広場の廃止に伴う改正	スポーツ推進課	平成28年3月議会提案

## 6 条例・規則

### ◆規則等

規則名	改正検討内容	関係課	整理状況
市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則	(新制定)	庁舎・交通体系対策室	新庁舎建設予算の議決に伴い公布予定
行政組織規則	総合支所、総合窓口課の名称及び所掌業務(別表2)の改正	人事秘書課	- 平成28年度以降の検討
幹部会規程	支所長の名称の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
事務決裁規則	総合窓口課長、支所長の名称の改正	人事秘書課	- 平成28年度以降の検討
庁内管理規則	総合窓口課長の名称の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
文書管理規程	総合支所総合窓口課、各総合支所、総合窓口課長の名称の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
公印取扱規則	別表1の公印保管者の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
情報コーナー設置規程	各庁舎の名称及び管理者の役職名の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
無料法律相談事業実施規程	相談場所の改正	総務課	- 平成28年度以降の検討
住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する規程	セキュリティ管理者の役職名の変更	総務課	- 平成28年度以降の検討
災害対策本部設置規程	本部の設置場所の改正及び各総合支所総合窓口課の名称改正	防災対策課	- 平成28年度以降の検討
防災行政無線局管理運用規程	別表、局名に規定する各庁舎名称の改正	防災対策課	- 平成28年度以降の検討
教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則	補助執行事務に関する支所名称等の改正	学校教育課	- 平成28年度以降の検討
少年相談センター規則	少年相談センターの設置位置の改正	生涯学習課	- 平成28年度以降の検討
適応指導教室設置規程	事業実施位置の改正	学校教育課	- 平成28年度以降の検討

## 〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

庁舎に関するこれまでの主な取り組み状況等について以下の通り整理する。

### (1) 平成18年3月27日 嘉麻市誕生

合併協定項目における事務所の位置

- ・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
- ・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
- ・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

### (2) 平成20年9月議会にて

碓井庁舎を増築し、碓井庁舎を本庁に位置づけること等について検討する「庁舎増改築調査委託料」について、当時の市長から予算提案されたが、議員からの反対の意見等があり予算執行が見送られた。

### (3) 平成23年3月16日

分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）

- ・分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

### (4) 平成23年6月10日～平成24年12月11日

[新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）。※議会の特別委員会]

庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票を行い、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

### (5) 平成24年12月18日 [議会本会議]

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議

- ・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。

採決：賛成15票 反対6票 により、原案のとおり可決

### (6) 平成24年12月18日 [議会本会議]

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」

- ・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。

採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

## 〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

### (7) 平成24年12月27日 [議会本会議] 臨時議会 (再議)

- ・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定
- ・再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1人により、改正条例案可決

### (8) 平成25年2月12日～24日 [市民説明会]

庁舎問題に関する市民説明会 (計5回：460人参加)

- ・参加人数：夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター (1回目 約70人、2回目 約90人)

※平成25年3月定例会において行政報告

### (9) 平成26年6月11日 [議会本会議]

平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し施政方針表明

- ・今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置等など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。

### (10) 平成26年9月17日 [行財政改革に関する調査特別委員会]

- ・嘉麻市財政計画

合併特例債の発行計画として、発行見込み額81億円のうち、新庁舎建設事業35億円及び稲築、山田、嘉穂庁舎解体事業費3億円が計上される。

- ・職員の定員適正化計画

平成39年度を目指して職員数を350人に削減 (平成25年度430人)

### (11) 平成26年10月31日 [嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置]

- ・新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関
- ・市長以下幹部職員10人により構成 (市長・副市長・教育長・総務財政担当総合調整監・民生担当総合調整監・産業建設担当総合調整監・総務課長・人事秘書課長・企画調整課長・財政課長)。事務局は庁舎・交通体系対策室

※現在は：防災対策課も構成員となっている。

※平成26年10月31日に第1回本部会議を開催以降、平成27年12月15日現在において、計13回の本部会議を開催

## 〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

### (12) 平成26年12月議会〔本会議、特別委員会〕

- ・市長の新庁舎に関する所信表明

市民サービスに関する本庁と支所の役割分担のあり方や地域振興、地域交通体系網の整備などの制度設計等の課題に対して、情報の提供及び共有に努め、合意形成を図りながら一つひとつ丁寧につくりあげていくとした考え方を示す。

- ・アンケート調査に関する予算の計上

庁舎の位置が変更することに関する様々な課題等への対応等について、意識調査（アンケート）を実施するための予算を計上。本議会にて賛成多数で可決。

- ・庁舎建設等に関するスケジュールの報告

### (13) 平成27年1月9日〔嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）の実施〕

- ・本市在住の18歳以上の中から無作為に3,000人を抽出、郵送によるアンケートの送付・返送方式

- ・調査期間：平成27年1月9日～平成27年1月23日まで

- ・回収状況：1,514票 回収率：50.47%

※アンケート結果は、平成27年3月議会において報告済。（広報誌、ホームページ等に掲載）

### (14) 平成27年3月議会〔議会本会議、特別委員会〕

- ・新庁舎施設整備等審議会条例案及び庁舎建設基本計画策定業務委託に係る予算案の提出。本会議にて賛成多数で可決

### (15) 平成27年5月12日～19日〔市民説明会〕

庁舎課題に関する市民説明会（計4回：454人参加）

- ・参加人数：山田市民センター 55人、碓井住民センター101人、稲築地区公民館 111人、夢サイトかほ 187人

※また、平成27年3月～5月に出前講座を開催し、計12会場、203人の参加があった。

※市民説明会、出前講座の主な内容等については、平成27年6月議会特別委員会において報告

### (16) 平成27年6月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・職員適正化計画等
- ・庁舎課題に関する市民説明会等

## 〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

### (17) 平成27年8月21日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置

- ・委員委嘱、正副会長選任、諮問が行われた。

※平成27年8月21日に第1回審議会が開催されて以降、平成27年12月15日現在において、計5回の審議会を開催済

#### 【諮問事項】

以下の事項に関する調査・審議について諮問。

- ①新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- ②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- ③その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

### (18) 平成27年9月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況
- ・庁舎課題に関する基本計画（骨子案）
- ・公開質問状に関する回答
- ・嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

### (19) 平成27年12月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・庁舎施設整備等に関する進捗状況
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について
- ・新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について
- ・今後改正等が想定される条例、規則等について
- ・〔資料〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問（Q&A）

### (20) 平成28年2月17日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会 答申

- ・平成27年8月～平成28年2月 計10回の審議会の開催
- ・平成28年2月17日、第10回審議会において、当審議会の井原徹会長から赤間市長に答申

◆主な取り組み状況等に関し、主な資料は毎月連載の「広報嘉麻」に、詳細な資料については「嘉麻市公式ホームページ」とび各庁舎の「情報コーナー」にてご覧いただくことができます。

## 〔資料2〕嘉麻市新庁舎施設整備審議会

嘉麻市新庁舎施設整備審議会の答申内容等の主なものについては、以下の通りである。（詳細な内容は答申参照）

### (1) 審議会開催状況

#### 【審議会開催状況】

- ・第 1回 平成27年 8月21日（金）
- ・第 2回 ハ 9月18日（金）
- ・第 3回 ハ 10月16日（金）
- ・第 4回 ハ 11月 6日（金）
- ・第 5回 ハ 11月20日（金）
- ・第 6回 ハ 12月18日（金）
- ・第 7回 平成28年 1月15日（金）
- ・第 8回 ハ 1月27日（水）
- ・第 9回 ハ 2月 8日（月）
- ・第10回 ハ 2月17日（水）

#### 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会

##### 諮問事項

- 1 新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- 2 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- 3 その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

### (2) 委員名簿

（順不同、敬称略）

区分	団体名	氏名	備考
1号委員	近畿大学産業理工学部	井原 徹	会長
2号委員	山田地区行政区長会	村上 曙生	
	稻築地区行政区長会	大山 征男	
	碓井地区行政区長会	坂田 熱	副会長
	嘉穂地区行政区長会	田中 穆	
	嘉麻市社会福祉協議会	芹野 彌生	
	嘉麻商工会議所	松岡 光昭	
	嘉麻市商工会	野見山利三	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	有吉 直子	
	嘉麻市PTA連合会	野上 真吾	
3号委員	公募委員	藤井 幹裕	
	公募委員	廣瀬 公彦	

## 〔資料2〕嘉麻市新庁舎施設整備審議会

### (3) 答申内容

平成28年2月17日

嘉麻市長 赤間幸弘 殿

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会  
会長 井原徹

#### 新庁舎建設基本計画（案）等に関する答申について

平成27年8月21日付け、27嘉庁第42号にて貴職から諮問のありました事項に関し、本審議会において慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。今後の施設整備等において積極的な検討を要望します。  
なお、審議の経過等については、別添「審議会参考資料」の通りです。

記

#### 【審議結果】

##### 1 新庁舎建設基本計画（案）に関すること。

###### (1) 基本方針について

- ・ 市の特徴を活かした将来のまちづくりの拠点となる施設とすること。
- ・ 過去の災害記録、洪水・地震等の状況等に配慮し、市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎とともに市内の各地域において災害対応ができるよう適切な防災体制を確保すること。
- ・ 分かりやすい案内表示、個別の相談室の設置、市民のプライバシーに配慮したスペース確保など、来庁する市民のニーズに対応した庁舎とすること。
- ・ 住民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎とすること。また、高度な情報セキュリティ対策等を行い、個人情報の保護を行うこと。
- ・ 多目的トイレ、授乳室、バリアフリー等、全ての市民が安全かつ快適に利用できる施設とすること。
- ・ 多目的な広場、情報発信機能等、協働のまちづくりを支える環境整備を行うこと。
- ・ 将来に負担を残さない財政状況を踏まえた庁舎を建設すること。

## 〔資料2〕嘉麻市新庁舎施設整備審議会

### (2) 新庁舎の規模及び構造等について

- ・ 新庁舎規模については、人口に対し行政サービスを提供するために必要な職員数を想定すること。
- ・ 今後人口が減少することが想定される中、人口減少、職員減少を見越したコンパクトな規模の施設とすること。
- ・ 市民の駐車場利用のための駐車区画を確保すること。
- ・ 災害時に対応できる施設（電気・給水確保、耐震対策、防災備蓄等）とすること。
- ・ 自然エネルギーの導入や省エネルギー対策を進め、環境及び地域資源の活用に配慮した施設とすること。
- ・ 議会諸室は、十分に議会機能が発揮できものとするが、議会以外の多用途に使用できるなど汎用性のある施設とすること。

### (3) 新庁舎整備に係る事業費及びスケジュール

- ・ 庁舎をよりコンパクトに計画し、必要最小限な予算で設置できる施設とすること。
- ・ 庁舎整備に係る関連概算事業費について、碓井庁舎の耐震補強、大規模改修の後の解体、除却等については、周辺施設との関連に配慮し、再検討すること。
- ・ 事業スケジュールについては、合併特例債の期限を考慮したものとすることは当然であるが、支所に関する関連事業については、市民への周知を図り、地域の意見をきいた上で対応すること。

### 2 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。

- ・ 各地域にある資源（人と物）などの有効活用を図ること。
- ・ 各支所に地域の特性を活かし、課題を解決する機能（係）が必要であること。
- ・ 支所の設置場所、内容及び防災機能、災害時における支所の対応並びに地域の活性化の方向性等については、各種協議会等と連携し、地域の住民と協議・検討等を行うこと。
- ・ 地域の活性化とあわせて、地域公共交通のあり方について検討すること。

### 3 その他要望事項

- ・ 今後の具体的な庁舎設計等に関しても、引き続き審議会の意見を求めることがある。

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ①本部会議

### ○本部会議等の全体イメージ

#### 嘉麻市新庁舎建設設置本部会議(平成26年10月31日設置)

[構成員: 平成28年2月19日現在]

◇本部長 嘉麻市長 赤間幸弘 ◇副本部長 副市長 白石二郎

◇本部員

- ・教育長 木本寛昭
- ・総務財政及び市民環境担当総合調整監 秋吉俊輔
- ・福祉事務所長 西田剛
- ・総務課長 伊藤節
- ・企画調整課長 西野由美
- ・人事秘書課長 平川俊昭
- ・産業建設担当総合調整監 福田正幸
- ・防災対策課長 松隈直文
- ・財政課長 大村輝生

◇事務局(庁舎・交通体系対策)

- ・室長 小林純一
- ・室長補佐 橋垣康秀
- ・係長 柴田英樹
- ・係 塚本明弘

◇ 所掌

- ・新庁舎建設の推進についての重要事項に関すること。
- ・新庁舎建設の推進における総合調整に関すること。
- ・新庁舎建設の連携及び協力に関すること。
- ・庁舎問題に関すること。
- ・新庁舎建設後の組織機構に関すること。
- ・その他新庁舎建設に関すること。

協議調整・専門的事項の検討指示



協議調整結果・検討結果報告

府内の各専門部会

庁舎のあり方  
専門部会(あ  
すみ会)

組織機構専  
門部会

地域活性化  
部会

安心・安全な  
庁舎のあり方  
専門部会

情報通信技  
術専門部会

確立施設利活用専  
門部会

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ①本部会議

第1回 平成26年10月31日

- ・嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置
- ・庁舎問題に関するこれまでの経緯
- ・庁舎問題のこれまでの課題と重要な対策視点
- ・庁舎建設等に関するスケジュール案
- ・庁舎問題に関するアンケート実施

第2回 平成26年12月2日

- ・新庁舎に関する調査特別委員会の資料等協議

第3回 平成26年12月24日

- ・庁舎に関する意識調査(アンケート)の内容等の決定
- ・行財政改革及び庁舎建設に関する職員説明会協議

第4回 平成27年1月30日

- ・議会提出予定資料の協議等

第5回 平成27年2月16日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・本部会議の専門部会委員の募集等

第6回 平成27年3月20日

- ・市民説明会に関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第7回 平成27年4月30日

- ・市民説明会に関する協議
- ・庁舎スケジュールに関する協議等

第8回 平成27年6月4日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・本部会議の専門部会に関する協議等

第9回 平成27年7月9日

- ・今後のスケジュールに関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第10回 平成27年8月17日

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・議会提出予定資料の協議等

第11回 平成27年10月1日

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議

第12回 平成27年10月19日

- ・職員説明会に関する協議等

第13回 平成27年12月8日

- ・議会提出予定資料の協議

第14回 平成28年1月7日

- ・庁舎対策に関する今後のスケジュール等の協議

第15回 平成28年2月19日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・基本計画の決定

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 庁舎のあり方専門部会(あすみ会)

～ 将来(あす)の嘉麻市を見(み)据えて、庁舎建設を進める会 ～

#### 【設置目的】

市民の方と接する機会の多い若手職員の柔軟かつ斬新な意見をもって、庁舎建設に関する諸問題について検討を行う。

#### 【所掌内容】

- ・バリアフリーや待合環境、市民スペース、動線等のあり方に関すること
- ・執務スペースのレイアウト等に関すること
- ・支所機能のあり方に関すること
- ・庁舎建設後のまちづくりに関すること
- ・その他庁舎のあり方等に関し必要な事項に関すること

#### 【会議開催実績】

- ・第1回 平成27年3月12日
- ・第2回 平成27年4月23日
- ・第3回 平成27年5月8日
- ・第4回 平成27年6月8日
- ・第5回 平成27年7月9日
- ・第6回 平成27年8月19日
- ・第7回 平成27年9月3日
- ・第8回 平成27年12月3日
- ・第9回 平成28年1月21日
- ・第10回 平成28年2月9日

所 属	氏 名	備 考
税務課	吉田 健	部会長
生涯学習課	中原 秀人	
人事秘書課	穴見 琴枝	
産業振興課	山本 晋哉	
総合窓口課	松本 浩一	
企画調整課	松岡 彰	
保護課	是枝 貴善	
市民課	山下 愛	副部会長
税務課	渡辺 亮	副部会長
社会福祉課	松尾 貴雄	
水道局	長野 卓	
スポーツ推進課	齊藤 達也	
総務課	姫野 幸樹	
産業振興課	竹原 優	
人事秘書課	山口 陽子	

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 組織機構専門部会

#### 【設置目的】

職員定員適正化計画に定められた職員削減目標の実現を基本とし、新庁舎建設後の組織、職員の配置等のあり方及び支所設置の必要性、支所で実施すべき業務の範疇並びに支所に配置すべき人員等について検討を行う。

#### 【所掌内容】

- ・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務に関すること
- ・新庁舎建設後の人員の配置に関すること
- ・新庁舎における課等の配置レイアウト等に関すること
- ・支所における所掌事務及び配置人員に関すること
- ・その他組織機構等に関し必要な事項に関すること
- ・具体的な職員配置見込についての資料
- ・郵便局での住民票等の証明書交付の拡大についての検討
- ・支所と本庁の考え方の整理

#### 【開催実績】

- ・第1回 平成27年4月21日
- ・第2回 平成27年5月27日
- ・第3回 平成27年7月23日
- ・第4回 平成27年8月4日
- ・第5回 平成27年12月1日
- ・第6回 平成28年2月16日

所 属	役 職	氏 名	備 考
人事秘書課	課 長	平川俊昭	部会長
	課長補佐	草野秀紀	
財 政 課	課 長	大村輝生	
	課長補佐	上村淳二	
市 民 課	課 長	松岡まゆみ	
	課長補佐	山崎雅代	
	国保年金係長	原田幸治	
職 員 組 合	代 表 者	古川伸一	副部会長

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 地域活性化部会

#### 【設置目的】

庁舎建設地及び従来庁舎があつた地域が有機的に連携し、現庁舎の土地及び建物等の資産(以下「庁舎資産」といふ。)を有効に活用することにより、嘉麻市の4つの地域として発展できるよう、地域活性化に関する全体ビジョンの確立を目的とする。

#### 【所掌内容】

- ・既存庁舎の周辺環境、敷地及び建物の現状把握に関するここと
- ・4つの地域におけるまちづくりの方向性に関するここと
- ・庁舎資産の利活用における基本的な考え方に関するここと
- ・その他庁舎資産の利活用に関し必要な事項に関するここと

#### 【開催実績】

- ・第1回 平成27年4月21日
- ・第2回 平成27年5月27日
- ・第3回 平成27年7月9日
- ・第4回 平成27年7月29日

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画調整課	課 長	西野由美	部会長
	課長補佐	赤坂 晋	
財政課	参 事	石坂禎久	副部会長
	管財係長	永富栄仁	
住宅課	課 長	永水秀一	
	課長補佐	青柳和之	
山田総合窓口課	課 長	森田大助	
稻築総合窓口課	課 長	田中義文	
碓井総合窓口課	課 長	松岡まゆみ	
嘉穂総合窓口課	課 長	田中都幸	

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 安心・安全な庁舎のあり方専門部会

#### 【設置目的】

新庁舎の建設予定地において、ハザードマップ上における浸水指定の現状等を鑑み、安心・安全な庁舎のあり方について検討するとともに、浸水対策の基本的な考え方、防災拠点施設としての機能に関する事項を含め、本市の安心安全なまちづくりにつながる新庁舎を実現するために調査検討を行う。

#### 【所掌内容】

- ・安心・安全な庁舎のあり方に関すること
- ・浸水被害を想定した敷地利用の考え方に関すること
- ・防災拠点施設としてのあり方に関すること
- ・災害時における各支所での対応及び災害対策本部との連携に関すること
- ・市内の水害実績に関すること
- ・堰等の治水整備による水害対策効果に関すること
- ・ハザードマップに示される浸水指定への対策に関すること

#### 【開催実績】

- ・第1回 平成27年4月21日
- ・第2回 平成27年5月27日
- ・第3回 平成27年7月7日
- ・第4回 平成27年7月30日
- ・第5回 平成27年12月1日
- ・第6回 平成28年1月29日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総務課	課 長	伊藤 節	部会長
	係 長	貞金健一	
防災対策課	課 長	松隈直文	副部会長
	消防防災係長	大場直樹	
土木課	課 長	中並嘉之	
	参 事	廣瀬義孝	
都市計画課	課 長	山本英二	
	都市計画・公園係長	井桁徹典	

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 情報通信技術専門部会

#### 【設置目的】

新庁舎建設に伴う電算システム機器の設置及び移転後の円滑な稼動を確保することを目的として、設計段階より電算システムの配置等に関する検討を行うものとする。

#### 【所掌内容】

- ・新庁舎建設に伴う電算室の配置に関すること
- ・新庁舎建設における電算機器等の配置等に関すること
- ・効率的な電算運用を可能とする方策に関すること
- ・本庁と支所間の情報通信等に関すること
- ・その他庁舎整備に伴う情報通信技術に関し必要な事項に関すること
- ・電子決裁の検討
- ・テレビ電話(パソコンカメラ電話)の検討
- ・公文書のデジタル化の検討

#### 【開催実績】

- ・第1回 平成27年6月18日
- ・第2回 平成27年7月31日
- ・第3回 平成28年2月12日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総務課	課 長	伊藤 節	部会長
	電算システム係長	坂田 清史	
	総務係長	貞金 健一	
人事秘書課	課長補佐	草野 秀紀	
	秘書・広報係長	西田 俊輔	
地域情報課	課 長	篠崎 慶太	副部会長
	課長補佐	鎌田 一誠	
財政課	財政係長	廣谷 友紀	
	係	大谷 卓也	起債担当

## 〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

### 碓井庁舎施設利活用専門部会

#### 【設置目的】

新庁舎建設後の碓井庁舎施設の利活用に関し、庁舎課題に関する基本計画（骨子案）に定める碓井庁舎の利活用の方向性を基本としたうえで、庁舎内における執務室の配置及び必要面積等を検討するとともに、その他空スペースの活用等について整理することを目的とする。

#### 【所掌内容】

- ・執務スペースの確保に関すること（碓井支所、教育委員会）
- ・碓井地区公民館としての活用の可能性に関すること
- ・既存電算システムサーバー室の管理に関すること
- ・教育センターとしての活用に関すること
- ・公文書館としての活用に関すること
- ・その他空スペースの有効活用に関すること
- ・碓井庁舎施設の利活用に基づく施設改修等の必要性に関すること
- ・その他碓井庁舎施設の利活用に関し必要な事項に関すること

#### 【開催実績】

- ・第1回 平成28年2月24日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総務課	課 長	伊藤 節	部会長
	電算システム係長	坂田 清史	
	総務係長	貞金 健一	
学校教育課	課 長	柴田きよみ	
	課長補佐	大野 明治	
	教育総務係長	松岡 守之	
生涯学習課	課 長	伊藤 喜浩	副部会長
	課長補佐	上野 智裕	
	中央公民館係長	矢野 義博	
碓井総合窓口課	課 長	松岡まゆみ	
	係 長	福田津紀正	

## [資料4] 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

### (Q 1) 庁舎を建設する必要があるの？

(A 1) 庁舎の老朽化の問題、分庁方式では市民サービス低下や簡素で効率的な組織構築が困難である問題があります。今後収入不足が予想される中、有利な財源の活用期限内に庁舎を建設し、これらの問題を解消できる組織の再編を行い、「嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制づくりが重要です。」

### (Q 2) 庁舎を建設せずに今まま（現在の4庁舎に今ままの職員がいる状況）ではどうなるの？

(A 2) 次の2点の問題が想定されます。

- ①各庁舎は劣化し、建て替えを必要とする時期が必ず生じます。結果として、順次4つの庁舎を建設し管理し続ける事になり市の負担は更に負担が多くなります。（＊合併特例債の活用期限外での整備は全て市の負担になる）
- ②従前指摘されている分庁解消、組織体制のスリム化等の実現は困難となり、嘉麻市行政改革審議会から指摘されている通り、市が収入不足に陥ることは確実です。

### (Q 3) 庁舎建設は今でなくてはいけないの？

(A 3) 老朽庁舎対策の緊急性や庁舎整備に活用できる唯一の財源（市の実質負担は約3分の1）である合併特例債の活用期限（平成32年度）があるため、迅速に取り組むべき事業です。

### (Q 4) 人口は減少していく予想があるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

(A 4) 交付税、人口減少による収入減等については、財政計画において想定しています。これらを勘案した上で、国の期限付きの財政支援（合併特例債）を活用できる今であれば、財源的に可能です。一方、この期間を逃すと、(Q 2) の回答になります。

### (Q 5) 合併特例債を活用しても、市の負担分である事業費の約3分の1の返済は？税金等の個人負担が増えないか？

(A 5) 合併特例債の活用により市の実質負担額等の減少に努めます。また、借金返済額以上の人件費等の抑制効果額が生じますので、庁舎建設に伴う個人の負担が増えることはありません。（※本庁業務一本化による効果額は、毎年4億円程度見込んでいます。）

### (Q 6) 職員350人体制により、臨時職員増加、事業の民間委託、住民サービス低下にならないか？

(A 6) 分庁を解消し、本庁に機能を集約することで、組織体制のスリム化を図り、必要な全体職員実数の減少に努めます。また、事業の民間委託は、行政のスリム化の観点において必要な取り組みです。事業の民間委託を行う際には、現状の住民サービスと同等の対応を求めていく必要があります。民間事業者との適切な協力関係を構築し、住民サービスの低下を招かないように、しっかりと取り組んで行きます。

## 〔資料4〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

### (Q 7) 庁舎建設より若者定住や地域活性化事業等を実施すべきでは？

(A 7) 庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

### (Q 8) 本庁舎の位置が稲築多目的広場（稲築高校跡地）になった理由は？

(A 8) 複数の候補地（碓井庁舎増築、碓井グラウンド、稲築多目的運動広場、牛隈交差点）から投票により稲築多目的運動広場が議会の意思として選定され、住民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離が近いこと等を理由に、庁舎の位置を定める条例の一部改正条例が議員から提案され、法律的な確定力をもつ条例議決により、本庁舎の位置は稲築多目的運動広場に決定しています。

### (Q 9) 庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続きなんですか？

(A 9) 法律（地方自治法第112条）に基づく正式な法令による手続きです。

※法律で受任された行為を市条例で制限することはできません。嘉麻市自治基本条例に議事機関の参画保障に関する義務規定ではなく、自治基本条例に違反した手続きではありません。

### (Q 10) 庁舎が建設されると支所はなくなるの？

(A 10) 本庁舎が設置される稲築以外の地域には支所を設置する予定です。現行の総合支所に関する業務は、今まで通り、各支所で実施される予定です。また、具体的な支所のあり方等については、地域と協議し決定する予定です。

### (Q 11) 合併団体に対する支所経費について普通交付税の増額があるのか？支所が設置されていない場合は算定されないのか？

(A 11) 平成26年度の普通交付税から「支所に要する経費」として新たに算定されることになりました。この内容については、合併団体の支所（旧役場）が住民サービスの維持・向上、災害対策等に重要な役割を果たしていることに着目とともに、合併算定替の影響額を緩和するため新たに算定・措置されたものです。

なお、実際の「支所に要する経費」に係る普通交付税の算定については、人口や合併前の旧市町村役場から本庁舎までの距離などの数値を基本に算定されるもので、算定の要件において、支所設置の有無に関する要件の定めはなく、支所が設置されていなくても同様に算定されるものです。

### (Q 12) 本庁舎までの公共交通機関が不便ですが？

(A 12) 各庁舎があった地域を有機的に周回する循環バス等を整備し、市民のみなさまが利用しやすい公共交通対策を行っていきます。

## 〔資料4〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

### (Q13) 庁舎が統合された場合、既存の庁舎は全て壊すのか？

(A13) 本庁業務の一本化に伴い、老朽庁舎は除却した方がよいと考えています。また、この時期については、合併特例債が活用できる期限内にした方が遙かに有利です。

(例) 5,000m<sup>2</sup>の施設を除却する場合は、解体撤去費が約1億5千万円程度の概算といわれています。

合併特例債が活用できる平成32年度までの除却であれば、約3分の1の市の実質負担額です。

解体撤去費 1億5千万円 = 国の負担額 約1億円 + 市の負担額 5千万円

### (Q14) 庁舎跡地の利活用計画は？

(A14) 基本計画（骨子案）として平成27年9月に公表していますが、具体的なプランについては、今後、地域のみなさまのご意見をいただき、各庁舎の利活用についても検討していく予定にしています。

### (Q15) 洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とは？

(A15) 洪水ハザードマップについては、平成14年3月に国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図」を公表しています。浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したもので、遠賀川は150年に1回の豪雨が降り、かつ、河川上流の堤防が順次破れるなど決壊した場合の重ね合わせた最大値が浸水想定の深さです。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新）が行われています。

堤防点検の結果では、庁舎建設予定地周辺部の堤防は安全が確認されています。国においては、今後も新たな知見等に基づく、適切な維持管理、点検及び必要な対策の実施等を行って参るとの事でしたが、嘉麻市全体の治水安全度の更なる向上や堤防等の適切な維持管理の継続等、引き続き遠賀川河川事務所に要望して参りたいと考えています。

【参考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水範囲（主なものを抜粋）

- ・建設予定地 稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
- ・碓井地区 碓井庁舎：1.0m～2.0m、道の駅うすい：2.0m～5.0m
- ・山田地区 山田庁舎：浸水区域不明（山田川は指定河川でないため、浸水区域が不明）
- ・嘉穂地区 嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
- ・稻築地区 稲築庁舎：2.0m～5.0m、稻築体育馆：2.0m～5.0m  
稻築武道館：5.0m以上
- ※飯塚市 新庁舎建設地：1.0m～2.0m

## 〔資料4〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

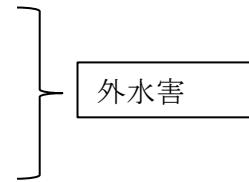
### (Q 1 6) 庁舎建設予定地の水害記録は？

(A 1 6) 岩崎地区における過去の水害記録、治水工事の状況

【明治時代まで（稻築町史より）】＊規模等の詳細内容は不明

・嘉永3年（1850年）に水害あり。・明治24年（1891年）に水害あり。

※明治24年以降は、堤防決壊と思われる水害記録はない。



外水害

### 【大正時代以降（稻築町史、遠賀川河川事務所資料等より）】

・河川事務所により昭和時代に堤防等の整備工事が進捗。

・平成3年、局所的な豪雨（2時間200ミリ、5時間280ミリ）。

水路の流量規模不足による現在の稻築庁舎裏（現在の土木課）で10センチ程度の冠水。】

内水害

・平成5年～平成11年に稻築庁舎裏の水路改修。

・平成7年、遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修。

・平成22年から県道豆田稻築線のボックスカルバートの設置工事実施中。

※平成5年以降、様々な水路の流量規模不足を解消する事業（いわゆる内水対策）が庁舎建設予定地周辺は実施されている。

### (Q 1 7) 水害対策の方向性は？

(A 1 7) 水害対策については、堤防強化事業の必要性のない完成堤防（外水対策）であること、また、平成時代に実施の内水対策事業により、一定の安全性は満たされていると判断されるため、現状において大量の切土・盛土を伴う造成工事は想定されないが、今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

### (Q 1 8) 庁舎建設予定地周辺の宮前橋の架け替えで、橋の高さが上がっているのはなぜ？ ハザードマップとの関係？

(A 1 8) 架け替える前の旧宮前橋の設置時の基準と、現在の河川に橋を設置する時の基準が異なるからです。このため、ハザードマップでの浸水区域との関係性はありません。

#### 【現在の基準】

『河川法第13条（河川管理施設等の構造の基準）より橋は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない』となっており、橋の構造については、河川管理上必要とされる河川管理施設等構造令を定めています。

河川管理施設等構造令第64条（橋の桁下高等）により橋の桁下高は、計画高水位（HWL）に数値を加算し、当該地点における河川の両岸の堤防の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとなっています。

このため、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した橋の桁下高になっているため、橋が上がっています。

また、河川管理施設等構造令第20条（堤防の高さ）により堤防の高さは、計画高水位（HWL）に数値加算以上とするものとなっており、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した高さが、堤防の高さになっています。

## [資料4] 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

### (Q19) 庁舎建設予定地周辺には岩崎断層があり、活断層では？

(A19) 地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である「国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 上級主任研究員 吉岡敏和氏（理学博士）」に以下の通り見解をいただいています。

この見解によると岩崎断層は、活断層である可能性は十分に低いと言えること、嘉麻市の例では掘削調査をすることは現実的ではないこと等の見解をいただいておりますが、耐震について、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、より耐震性のある施設を計画していくものとする。今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

#### [吉岡博士の見解]

「福岡県内に分布する断層の多くは、地質時代でいう古第三紀以降（数千万年前以降）に形成されたものです。多くの断層はすでに活動を停止しました。ごく一部の断層が、再び活動し活断層となっていると考えられています。したがって、県内のすべての断層が活断層ということはありません。地質学的に認められた岩崎断層につきましては、少なくともこれまでに「日本の活断層」「活断層デジタルマップ」「都市圏活断層図」などでは活断層として認定されておりません。政府の地震調査研究推進本部の評価でも、西山断層帶の活断層には含まれておりません。」

活断層の定義につきましては、一定の基準はありません。通常は十数万年前以降に活動している断層を活断層とするのが一般的のようです。したがって、活断層かどうかを判定するのは、十数万年前の地層や段丘地形を詳細に調査する必要があります。このような地層や地形が分布していない場合は、直線的な崖地形や谷の屈曲などから推定しますが、活断層か否かの判定が困難な場合がしばしばあります。岩崎断層の場合、このような活断層を示す地形が認められないため、活断層である可能性は十分に低いと言えますが、より確実に活断層でないというためには、詳細な地質調査を行い、十数万年前以前の地層が断層でずれていることを示す必要があると思われます。「活断層でない」ということを科学的に検証するための方法として最も確実なのは、掘削調査（トレンチ調査）です。しかしながら、この方法でも、適当な年代（数万年ないし、十数万年前）の地層が分布しない場合など、活断層か否かの判断が非常に難しいケースもあります。また、いわゆる岩崎断層以外にも活断層があるのではないか、と言われた場合、それを完全に否定することは不可能です。したがって、大抵の土地については、「活断層が存在するという直接的・間接的な根拠はない」ということで、活断層のリスクは十分に小さいと判断しているのが現状です。これまでに、顕著な活断層の近傍を除くと、市庁舎の建設でこのようなトレンチ調査を実施した例は、私は存じ上げていません。

万全を期すということではなく、あくまで費用対効果を考慮した常識的な判断をするのであれば、今回のケースでトレンチ調査を実施するのは現実的ではないと思われます。

#### ※国立研究開発法人 産業技術総合研究所 機関概要

日本の独立行政法人である国立研究開発法人の一つで、公的研究機関である。

2001年1月の中央省庁再編に伴い、旧通商産業省工業技術院の15研究所と計量研究所を統合再編し、旧通商産業省及びその後継の経済産業省から分離して発足した独立行政法人であり、2015年4月から国立研究開発法人に移行。

地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である。 場所：茨城県つくば市

## [資料4] 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

### (Q20) 庁舎建設予定地は、地下に石炭の坑道があるのでは？

(A20) 建設予定地の石炭採掘状況の照会については、以下のとおり行い、採掘は実施していない旨の回答をいただいている。また、今後の設計等の検討の中で、地質調査、ボーリング等を行い、専門家等のご意見をいただきながら安心・安全な施設の整備を検討します。

#### ・平成27年6月

○九州経済産業局 資源エネルギー環境部鉱業課宛に 様式『地下の石炭採掘状況の照会について』 と以下 添付資料を添えて送付する。（添付書類：土地の登記簿謄本、字図、位置図）

○九州経済産業局から電話回答があり、建設予定地については、有資力業者関係であることが分り、鉱業権者である日本コークス工業株式会社（旧三井鉱山）九州事務所 田川事務所を紹介される。

○日本コークス工業（株）九州事務所田川事務所に位置図、字図を送付し、地下の石炭採掘状況の照会について依頼した結果、建設予定地の鉱区は、日本コークス工業（株）であるが、「採掘はやっていない」旨の回答がある。

#### ・平成27年9月

○日本コークス工業（株）九州事務所田川事務所に再度、採掘状況に確認した結果、「採掘はやっていない」旨の回答文を得る。

### (Q21) 建設経費を抑えるために庁舎をプレハブで建設できないか？

(A21) 庁舎は、市民の個人情報等を預かる（預かり資産）建物であり、防犯上、保安上、安心・安全性を求められる施設であるとともに、火災による建物の倒壊及び延焼を防止するためにも、耐火性能を持った構造が望ましいと考えられます。

また、一般的に耐用年数が短いことや建築階数に限度が考えられ、敷地面積が広く必要になることからなどにより、公共施設にプレハブを使用する事はありません。